

(計画の体系「基本方針Ⅰ～Ⅲ」)

| 基本方針Ⅰ 男女が互いに個性を認め合い、尊重し合うまちづくり | |
|---------------------------------------|--|
| 基本的方向① | 男女共同参画に向けた意識改革、啓発活動の推進 様々な機会や媒体を通じて啓発活動や情報提供を行い、地域社会、職場、家庭内での意識改革を進めます。 (1)広報・町ホームページによる情報提供及び啓発 (2)情報収集・提供の充実 (3)性別的な役割分担に対する意識の見直し |
| 基本的方向② | 男女共同参画に向けた教育の推進 学校教育や地域社会、家庭内における男女共同参画に関する学習機会の提供及び充実に努めます。 (1)学校等における男女共同参画の学習の推進 (2)家庭内や地域における学習の推進 |
| 基本的方向③ | 人権尊重の意識づくり 人権に関する教育の充実や、啓発活動ならびに女性に対する暴力の根絶、犯罪等の未然防止のための取り組みを進めます。 (1)人権についての学習、啓発 (2)女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 基本方針Ⅱ 性別に関係なく社会参画できるまちづくり | |
| 基本的方向① | 政策・方針決定機関への女性参画の推進 行政においては、男女共同参画に対する意識向上のため、職員を対象とした研修機会の充実を図ります。また、各委員会、審議会などの委員についても女性の参加が少ない現状にあるため、今後女性参画の促進に努めます。 (1)行政における各専門委員会への女性参画の促進 (2)各企業、団体における女性の採用の促進 |
| 基本的方向② | 男女共同参画に向けた行政の推進 庁内の執行体制にあっては、男女共同参画が進んでいるとは言えず、町内企業や地域団体などの男女共同参画推進のためのモデル事業所となるよう、行政の率先した取り組みを進めます。 (1)女性の役職への登用推進 (2)町職員の男女共同参画に対する意識の向上 |
| 基本的方向③ | 就労の場における環境の整備 就労の場において、男女が共に均等な機会と待遇の確保が図られるよう企業に対しても制度の周知及び啓発活動を進めます。また、女性の再就職や非正規から正規雇用への転換を希望する方への相談支援体制の整備に努めます。 (1)男女の均等な待遇、雇用環境の確保 (2)女性の多様な働き方への支援 |
| 基本方針Ⅲ 地域で支え合い安心して生活できるまちづくり | |
| 基本的方向① | 相談支援体制の充実 様々な相談事例に応じて、男女共同参画の視点から包括的に対応できる窓口及び体制の整備を進め、適切かつ迅速な対応ができるよう、専門機関などと連携の強化を図ります。 (1)相談窓口の設置・支援体制の整備 (2)専門機関との連携による対応 |
| 基本的方向② | 生涯にわたる総合的な支援体制の推進 女性の乳幼児期から高齢期までの各段階における健康上の課題に留意しながら、一層の健康の保持増進及び妊娠出産期における様々な制度の周知や制度の活用促進に向けた啓発活動を進めます。また、ひとり親世帯や単身世帯については、総合的な支援体制の充実に努めます。 (1)健康づくりの推進 (2)ひとり親世帯及び単身世帯における支援 |
| 基本的方向③ | 生涯学習の推進、充実 一層の学習機会の提供及び充実に図り、男女が共に生きがいを追求できるような支援体制の整備に努めます。 (1)学習機会の提供、充実 (2)町内各施設の活用促進 |
| 基本的方向④ | 地域における男女共同参画の促進 誰もが生きがいをもって地域活動へ参加できるよう、意識啓発をはじめ、地域活動に関する情報提供の充実を図ります。また、地域において男女が支え合い、安心して暮らせる社会を構築するため、団体役員等への女性の参画を促進に努めます。 (1)地域活動への男女共同参画促進 (2)地域活動における女性参画の促進 |